

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根3号炉設置変更許可）【5】
2. 日時：令和4年9月2日 13時30分～16時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、小林主任安全審査官、皆川主任安全審査官、岩崎安全審査官、伊藤原子力規制専門員

システム安全研究部門

酒井技術研究調査官、柴技術研究調査官

シビアアクシデント研究部門

金子主任技術研究調査官、塚本主任技術研究調査官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 部長（原子力安全技術） 他8名

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

炉心設計部 チーフスペシャリスト 他1名

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所3号炉の設置変更許可申請書のうち、炉心解析等に用いる解析コード（LANCR/AETNA）について、令和4年8月25日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【全体説明】

○ チャンネルボックス厚変更の概要説明を拡充した上で解析コードについての説明を行うこと。具体的には、島根3号機の炉心・燃料の特徴、チャンネルボックス厚変更による添付書類八、添付書類十への影響箇所と設置許可基準規則の条文との関係性、チャンネルボックス厚変更前後の炉心パラメータの比較例及び設置許可解析に使用するコード体系の新旧比較の内容を含めることについて検討すること。

【LANCR/AETNA】

○ LANCR/AETNA を許認可解析に用いる理由を説明すること。また、LANCR/AETNA を許認可解析に用いることが妥当と判断するに至った考え方を説明すること。

- 従来用いていた解析コード（HINES/PANACH）と比較したときの LANCR/AETNA の特徴を示すこと。また、LANCR/AETNA のコードのフロー図に計算体系が分かる概要図を追加することを検討すること。
- LANCR/AETNA の信頼性を確保する上での「検証」と「妥当性確認」の役割の関係について説明を補足すること。
- チャンネルボックス厚変更に伴い、B 型燃料についても A 型と同様に再解析が必要であることを説明すること。
- チャンネルボックス厚変更が燃料の機械設計に影響しないことを記載すること。
- PIRT の表で示している内容について、その各項目等の位置づけが分かるよう説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

なお、本ヒアリングについては、事業者から対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和 4 年 3 月 23 日 第 73 回原子力規制委員会 配布資料 2）を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

なし